

危険物安全週間

『自主点検
欠かさぬあなたに
グランプリ』
(統一標語)

六月四日(日)から六月十日(土)までは危険物安全週間です。
「危険物」とは消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品です。
火災発生の危険性が大きい。
火災拡大の危険性が大きい。
消火の困難性が高い。
身近なものでは、ガソリン・灯油・軽油といった自動車用・暖房用燃料

必須密栓する。
問い合わせ先
知多中部広域事務組合消防本部防
災課 ☎(21)1491
メールアドレス
yobou19@cac.net.ne.jp
公式ホームページ
http://www.cac.net.ne.jp/chit
achu/

はじめ、化粧品、医薬品などに含まれています。
危険物は私たちの生活に無くてはならない、身近で便利なものとなっていますが、一つ取り扱いを間違えると一瞬にして大事故につながります。危険物に対する正しい知識を持ち、正しい取り扱いをしてください。
火災予防上の注意事項
付近で火気を使用しない。
容器は地震などで容易に転倒、転落しないような措置をする。
風通しのよい場所での保管。
蒸気の発散を防ぐためにふたは

消防職員を募集

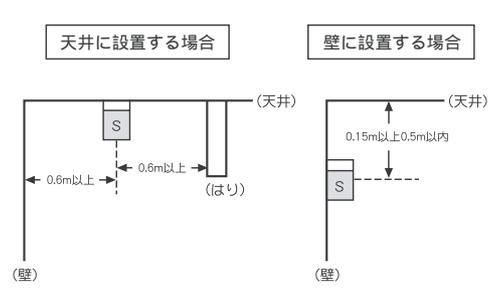
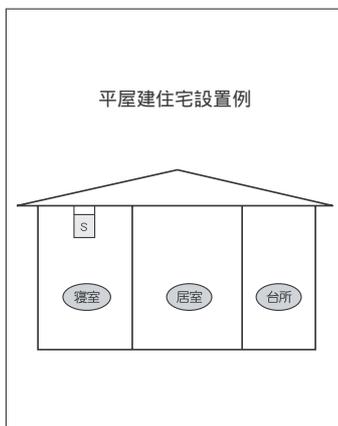
知多中部広域事務組合では、平成十九年四月に採用予定の職員を募集します。

応募資格
昭和五十六年四月二日以降に生まれ、大学(化学、建築、情報処理に関する課程およびその他の課程)を卒業または平成十九年三月までに卒業見込みの方

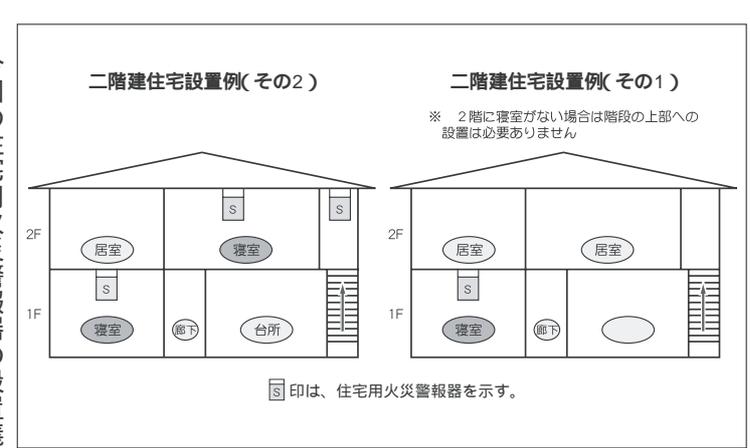
試験日 七月二十三日(日)
予定人員 若干名
受付期間
六月十九日(月)～六月三十日(金)
(土曜・日曜日を除く午前九時～午後五時十五分)
問い合わせ先
知多中部広域事務組合消防本部総務課 ☎(21)1490

住宅用火災警報器の設置を義務化

六月一日から新築される住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。
既に建築されている住宅については、平成二十年五月三十一日までに設置してください。



設置場所 寝室、階段の上部
住宅用火災警報器の設置場所



今回の住宅用火災警報器の設置義務化によって、不当に高額な販売や、法律で義務付ける以上の数を無理やり販売しようとする悪徳業者の出現が予想されます。
購入の際は地元の防災設備業者、家電販売店、ホームセンターなどへ問い合わせてください。
知多中部広域事務組合消防本部 予防課 ☎(21)1491